

## 雇用保険 65歳でも加入可能

雇用保険に65歳以上でも新しく加入できるという法案が、平成20年には施行されるといふニュースが新聞に掲載されていました。これからの大きな労働環境の変化が予測されるニュースです。パチンコ業界関係者も無関係ではありません。

### 新聞報道の内容(日経新聞より)

新聞の報道は以下のようになっています。

厚生労働省は65歳以上の人でも雇用保険に加入できるようにするため、制度の見直しに着手する。失業した人に生活資金を給付したり、職業訓練の機会を提供したりする雇用保険の窓口を広げ、高齢の就業者を守るセーフティネットを充実させる。少子化で若年層の労働力人口の減少が懸念される中、現在約500万人以上の65歳人口の就業者の増加につなげる。

### 雇用保険制度とは

雇用保険は会社に勤務する人が給料の一定額を保険料として納めておくと、失業した際に給与の一定割合をいわゆる「失業手当」として一定期間受け取れる制度です。失業手当向けの保険料は会社と働く人が半分ずつ負担します。会社には正社員を加入させる義務があります。また、パートタイマーでも1年を超えて働く可能性のある人を、週に20時間以上勤務させる場合は加入させなければなりません。

まで延ばすような法律の見直しがあるはずですが、そして、今回の見直しは同じ厚生労働省管轄の年金問題とも絡んでいます。今、年金の支給開始年齢は国民年金・厚生年金とも65歳からの支給となっていますが、これは定年を65歳とした前提です。ところが、少子高齢化の進行で年金財政は非常に厳しい状況です。だから、支給の削減の措置が必要なのです。つまり、年金の支給開始時期を遅らせなければなりません。外国では支給開始年齢を65歳から68歳とした国もあります。日本も年金の支給開始年齢が伸ばされて68歳(もしくは70歳)となる可能性は高いでしょう。

また、雇用保険制度から失業手当をもらうと年金は支給がストップします。65歳以上の人に失業手当を支給すると年金の支給をしなくて良いので、年金財政からの負担は減少することも今回の見直しの要因がもしもありません。雇用保険制度の財源は年金の財源と全く違っているからです。

### パートタイマーの厚生年金・健康保険の加入促進

厚生労働省はパートタイマーの厚生年金・健康保険の加入基準を緩和する法案を来年に提出する意向だというニュースが同じ日経新聞に掲載されました。

厚生年金・子件保険ともパート社員は正社員の4分の3以上の労働時間を勤務していないと加入できないことになっています。このハードルは高く、厚生労働省はこれを2分の1に緩和する案を検討しています。企業にとっては保険料の半額負担が増えるので、経費負担は増加することになります。ところが、パート社員にとっては大きなメリットがあります。月収だけで9万8千円のパート社員の場合、国民年金に40年間、月1万3860円の保険料を払い続けると、将来の年金の受給額は月額6万6000円となります。これが、厚生年金に変わると、月1万4000円(労使折半)の保険料で将来、月額約9万円の年金が受け取れるようになります。

# 大きな潮流を見よう!

## 雇用保険 65歳以上新規加入可能とは?

経営・人事・教育コンサルタント 藤崎 敏郎

雇用保険制度では失業手当だけでなく、就職支援のためのセミナーや職業能力の向上のための教育訓練の講座も無料で受講できるようにしています。この恩恵を受けている失業者は多く、パソコン講座や国家資格を取得できるような講座はニーズが高くなっています。

今の法律では65歳以上は新しく加入することはできません。これを65歳以上も加入できるようにしようとするのが今回の法律の見直しです。これにより65歳以上で就職して退職すると失業時に失業手当が受け取れるようになります。もちろん、雇用保険制度の職業訓練も受けることができます。2005年の就業者数は約6300万人ですが、65歳以上に限れば約500万人です。これがこのような制度の推進によりさらに増加が期待されています。

また、最近のハンバーガーショップやコンビニエンスストアでは中高年以上の社員やアルバイトが店頭立つ姿が目立っています。労働力不足や募集難のためにこのような対応が加速するでしょう。厚生労働省の基本統計調査によるとパート・アルバイトで働く人の年齢で60歳以上の年齢の比率は11%を超えています。男性に限ると22%を超えています。既に60歳以上のコンビニエンスストアの店長がいるそうです。礼儀正しく人使いが上手なので重宝されているそうです。

今は日本の人口の約20%が60歳以上ですが、10年後には25%以上になります。少子化対策が機能しないと可能性としては30%以上となっているかもしれません。つまり、人口の約3割が60歳以上となるのです。だから、労働力不足の対応のためにも雇用保険法の改正を進めて65歳以上でも働きやすい環境を整えることが必要なのです。パチンコホール企業だけが20歳代のアルバイトを確保することは難しい時代なのです。

### パチンコホール企業の対応

パチンコホール企業で雇用保険や厚生年金保険の未加入は厳しい措置があることを自覚しておきましょう。特にパート社員の未加入は監督官庁の調査が厳しくなります。また、既に加入させている企業は労働保険・社会保険の負担がこれからさらに増えることは間違いありません。人件費が安いかという理由でパートやアルバイトを活用することはできない時代となるでしょう。賞与を除くと正社員と人件費の負担は変わらなくなるかもしれません。むしろ採用費や勤続期間を考えると正社員の方が人件費が安くすむという判断もできるでしょう。正社員の採用は人手不足の時代なので難しいでしょうが、今の正社員を大切に育成して、賃金制度や評価体系の見直しも早い勤続年数を延ばすことが重要だと思われる。

### ニュースから予測できること

大きくは65歳以上の会社勤務を国の施策で推進することです。今年の高齢者雇用安定法で定年を60歳から65歳まで延ばすことが決まりました。(もしくは65歳まで雇用延長をする制度をつくる必要となりました。)会社が社員を65歳まで勤務させることを法律で義務としたので、今回の法律の見直しは65歳以上の者でも新しく就職しやすいように雇用保険制度で保護しようということになります。65歳で再就職活動をする人が出てくるようになるでしょう。

また、ここから予測できるのは、さらなる定年の延長措置がいずれ行われるということ。平成25年度までに定年を65歳にすることが法律で決まっていますが、25年度以降に例えば定年を68歳

また、最近のハンバーガーショップやコンビニエンスストアでは中高年以上の社員やアルバイトが店頭立つ姿が目立っています。労働力不足や募集難のためにこのような対応が加速するでしょう。厚生労働省の基本統計調査によるとパート・アルバイトで働く人の年齢で60歳以上の年齢の比率は11%を超えています。男性に限ると22%を超えています。既に60歳以上のコンビニエンスストアの店長がいるそうです。礼儀正しく人使いが上手なので重宝されているそうです。

今は日本の人口の約20%が60歳以上ですが、10年後には25%以上になります。少子化対策が機能しないと可能性としては30%以上となっているかもしれません。つまり、人口の約3割が60歳以上となるのです。だから、労働力不足の対応のためにも雇用保険法の改正を進めて65歳以上でも働きやすい環境を整えることが必要なのです。パチンコホール企業だけが20歳代のアルバイトを確保することは難しい時代なのです。

### 東京セミナー開催

東京で人事労務セミナーと就業規則セミナーを開催しています。今回のような予備情報を含めてお話しします。ホームページにセミナーの案内を告知しています。受講希望される方はメールもしくは携帯電話にご連絡下さい。

ふじさき・としろう  
大阪市立大学卒業。イトーヨーカドー入社後、関東のパチンコチェーン店にスカウトされる。経営計画室長として、店舗マニュアルの作成・営業指導・社員研修を行う。その後営業担当部長として、全店舗の指導・競合店対策・不振店対策を行う。現在は、社会保険労務士としてパチンコ企業の人事・労務システムの作成、就業規則などの作成を行う。コーチングを生かした社員教育は好評。ご連絡はホームページhttp://www.p-roumu/ または携帯 090-6044-3307よりお願いします。